

糸島市内の領境石についての一考察

村上 敦（伊都国歴史博物館）

I. はじめに

近世期における現在の糸島市の西半部は、筑前国内で唯一、福岡藩に属さない地域であった。領地間には境界線があり、境界線をめぐる紛争を未然に防ぐ為にも、その境を明示することは重要なことであった。糸島市内には、当時の境を表示した領境石が100本近くも現存しており、領境をめぐる先人の苦勞と情熱を窺い知ることができる。領境石には、街道沿いの領内への入り口付近に表札的に単独で建てられるものと、領地の接線に帯状に連立して建てられるものとの二者があるが、この小論では、後者の建立された背景と、その現状について若干の説明を加える。

II. 怡土郡西半部の領主の変遷

まず領境石が建立された背景を知るため、糸島市の西半部の領主の変遷について概観することとする。

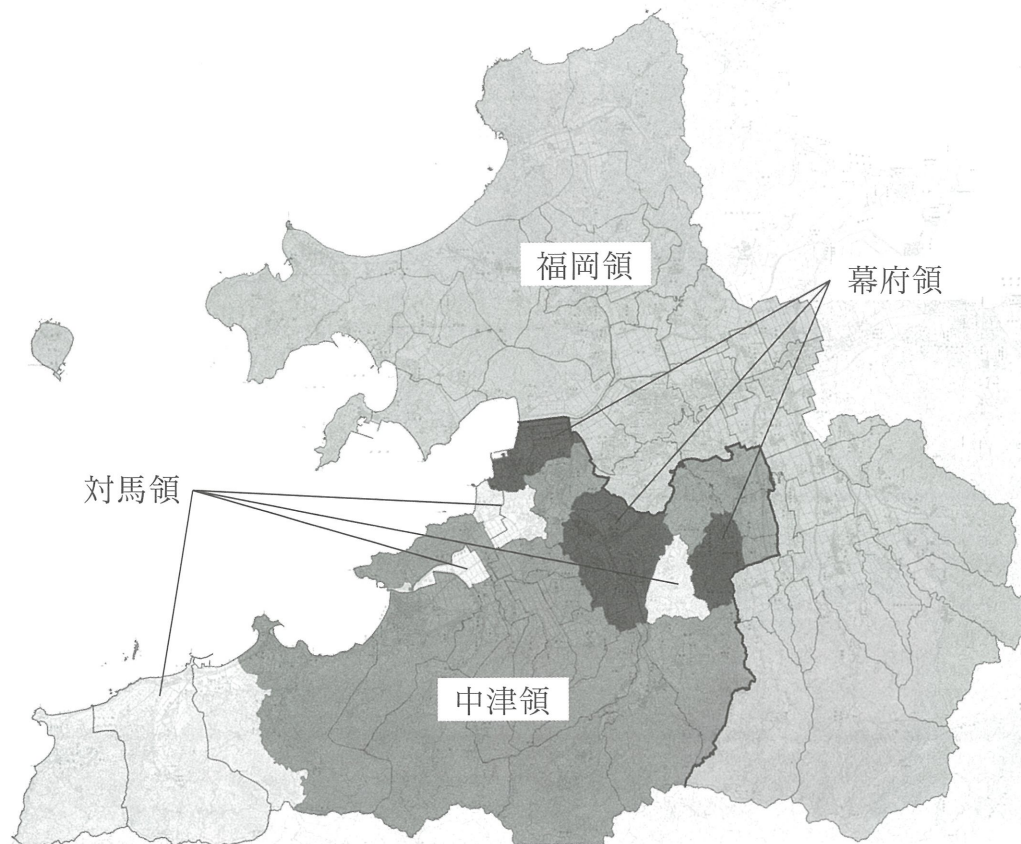
慶長5（1600）年の関ヶ原の戦いの後、黒田家は筑前国に入封するが、怡土郡西半部は福岡領となることなく公領とされた。その経緯は、元禄元年に編纂が開始された『筑前国統風土記』によれば、慶長2（1597）年に筑前国を領していた小早川秀秋が公領であった博多と自領の怡土郡西半部の交換を願い出たためとされる。その真偽は不明であるが、公領となった怡土郡西半部は、慶長19（1614）年、寺澤廣高の願いにより、薩摩国出水郡及び肥後国水俣郡内の領地と交換に唐津領とされた。自領で発生した島原の乱の鎮圧後、正保4年、堅高の自刃により寺澤氏は改易となり、旧唐津領は一時幕府領となる。1649年、大久保氏へと引き継がれるが、これ以降、唐津藩の領主は譜代大名が歴任することとなる。また怡土郡西半は唐津領主の石高に応じての調整地的性格をもつことにもなり、延宝6（1678）年、大久保氏の転封により松平氏が唐津領主となると、片山村・松末村・石崎村・満吉村・唐原村以東の怡土郡旧唐津領は幕府領となった。また、元禄4（1691）年、松平氏の転封により土井氏が唐

津領主となったことにより、福井村大入以東の旧唐津領は全て幕府領となった。さらに、これらの幕府領から片山村・浜窪村・田中村・加布里村・岩本村・東村・本村・香力村を除いた29ヶ村は、享保2（1717）年、奥平氏の中津入封にともない中津領となる。宝暦12（1762）年、土井氏に替り水野氏が唐津藩主となると、福井村以西の怡土郡旧唐津領は全て幕府領とされ、これにより怡土郡からは唐津領が消滅することとなった。さらに文政元（1818）年、幕府領は本村の西半部・香力村・東村・加布里・岩本村・千早新田村を除き、対馬領となった。

III. 領地境に関連する記録

寛文元（1661）年－怡土郡及び志摩郡において、領境石が記録された最も古い事例は、『黒田新続家譜卷之二』に記載される寛文元（1661）年の記事（資料1）である。当時の唐津領主は入封後12年目の大久保氏であり、唐津藩からは堀江金左衛門・花井久右衛門・坂部龍右衛門なる人物、福岡藩からは奥西善右衛門と西村半四郎の二人の郡奉行が雷村と長野村との境で落合い、境界を正している。また、両領境を遍く正したのではなく、雷村（福岡領）と飯原村・長野村（唐津領）の境界に限定しての協議であったようである。両者が協議するに至った直接の契機が何であったのかは不明であるが、当該地が山間部であることから秣場をめぐる農民間の諍があったものであろうか。『庄崎家文書128 旧筑前領怡土郡雷山村仲津領同郡長野村境界約定書絵図』などからは、この時に7本の境石が建てられたことが分かる。

元禄5（1692）年－福岡領の雷村・三坂村と幕府領の飯原村との間に取り決めが成されており、三坂村及び川付村の庄屋文書の中に当時の證文の写しが残されている。協議は地元からの要望を受けて行われており、證文には福岡藩側は郡奉行の梶原十兵衛、幕府側は天草代官今井九右衛門方の江守久右衛門の加判がなされており、実質的には藩と幕府との協定であった。證文は後年のも



第1図 文政元（1818）年以降の藩領分布図

のと異なり絵図面を伴わないため、例えば（資料3『三坂区有文書001』）では、「一 南者雷村境を北者はつ原二至香力村・三坂村境之道筋を新道ヲ附候所迄境目相極候付、御双方御役人御出合傍示御極め二境石御立被成而道筋ヲ限西者飯原村、東者三坂村也」として両村境付近を南北に走る「道」を境と定めたうえで、「一 鬼塚西ノ端ヲ切崩道筋相極候事」「一 盗人塚三坂村之内江入候事」などといった10の個別の事例を掲げての文章のみの表現となっている。また、境石の位置については「所々」としか記載されておらず、その数についても触れられていないが、『川上文書 補1・補2』により26本の境石が建てられたことが分かる。この後、約100年間にわたって怡土郡・志摩郡内では大きな動きは記録されていない。

享和元（1801）年－吉田家伝録に、福岡藩の経年西郡境目見分の記述（資料2『吉田家伝録』）

があり、四泊五日の行程で怡土郡と志摩郡を見分、見物をしている。同伴した広羽八之丞は、分間役絵図方であった。

文化9（1812）年－伊能忠敬が怡土郡及び志摩郡を測量している。この一行には、福岡藩の分間方である山本源助らも同行しており、後の境絵図の作成にも影響を与えたものであろう。川付村庄屋の川上六右衛門が一行を案内するために描いた『伊能案内図』が、糸島高校郷土博物館に収蔵されている。

文化14（1817）年－幕府領岩本村と中津領神在村との境論が起こる。しばらくは長崎奉行と中津藩の郡奉行との折衝であったようだが、文政3（1820）年には勘定奉行の吟味を受ける為に両村の村役人、百姓代らも江戸に呼ばれ、文政5年には江戸からも見分の為、柴田佐文治、立石清八郎らが下っている。さらにその翌年には、岩本村、神在村に加え、福岡領荻浦村の庄屋、年寄、百姓

代も江戸に向かつており、その帰着後間もなくして三者の関係者立会いの上、境界が定められている。

なお、解決に至る費用のうち、銀四匁九百六十一匁三分貳厘八毛貳弗が中津領怡土郡の村々に負担が求められている。これは現在の価値に換算すると凡そ400万円前後に相当する額である。

文政12(1829)年—福岡領多久村と中津領神在村の境に、七本の境石が建てられている。碑文により建立年が分かるが、このことを記録した文献は確認されていない。

天保2(1831)年—多久村と東村の境及び三坂村と香力村の境の二ヶ所で大々的に境決めが行われている。両者ともに幕府領加布里村庄屋 哲次郎が「気寄人」として関わっており、木製の境杭を現地に建て、絵図を伴った證文を取り交わしている。この時の絵図と證文は、三坂村・香力村のものは現存しないが、多久村・東村のものは糸島市の指定文化財となっている。この絵図には、杭間の距離は記されていないものの、杭の位置を磁北からの角度を用いて表している。これは證文にもあるように、杭が原位置を失った時の復元を企図したものであった。

多久村の旧家に伝来したこの絵図は、40.3×151.6cmの紙本着色であり、大まかな地形と土地区分けを描いた中に63本の杭の位置が黒点で表示される。1番杭は多久村(福岡領)・東村(幕府領)・神在村(中津領)の三領境であり、終点の63番杭は多久村(福岡領)・東村(幕府領)・富村(中津領)の三領境である。点と点は赤線で結ばれ、「一番杭ヨリ貳番杭江方位卯八分一厘」といったように、杭間の角度が記されている。角度は磁北を起点とし、円周を30度毎に12分割してそれぞれに十二支を割り当て、一支を10分割したものを「分」、分をさらに10分割したものを「厘」として表す。つまり、最小単位である「1厘」は、円周を1200等分した0.3度を示すことになる。この時の測量にいかなる器材が使われたのかは不明であるが、享保19(1734)年の『規矩元法町見弁疑』や宝暦4(1754)年の『量地指南』の挿図などからは、携帯用の計測器には円周を120等分した1分(3度)毎の目盛りしか刻まれていないことが分かる。よってこの「厘」単位の値については、目読によるものであると思わ

れる。なお、福岡藩が作成したと思われる福岡県立図書館所蔵の『筑前国中の絵図』などにも、「戌四分三厘」という注記がみられるが、『日本測量術史の研究』によれば、福岡藩には元禄国絵図の作成にも用いられた二尺四方もの巨大な盤面をもつ「丸規」と呼ばれる計測器があったという。現物はおろか図さえも残されていないので推測するほかはないが、盤面が60cmを超えるものならば、精度は別にしても、1厘毎の目盛りが刻まれているものかも知れない。

ところで、天保2(1831)年当時は既に円周を360度とする西洋式概念が通用しており、その13年前に糸島地方を測量した伊能忠敬の一行が用いていた小方儀は円周360度で1度刻みのものであった。但し、遠山の方位測量に用いたとされる半円方位盤には伊能忠敬が日本で初めて実用化したとされる対角目盛が刻まれており、1度の1/6である10分(約0.167度)までをも読み取ることができた。伊能忠敬の一行には福岡藩の分間方も同行するなどして測量技術を学んでおり、この絵図の作成に係るキーパーソンである幕府領東村庄屋 哲次郎も、その技術を学ぶ機会は大いにあったものと考えられるが、最新の360度表示の測量器具を使用することはなく、旧式の120分表示の測量器具を使用していた。

天保10(1839)年—東村・多久村間に天保2年に建てられた木製の境杭のうち、少なくとも1番杭と63番杭は、境石に建て替えられる。(『川上文書459』)

天保11(1840)年—香力村・三坂村に天保2年に建てられた境杭は、境石へと立て替えられている。幕府領加布里村庄屋 哲次郎が気寄人として関わっており、取り交わされた證文によれば、境石は少なくとも38本あり、うち17本は「境」の一文字のみが記されたものであった。(資料5『三坂区有文書004』)

天保12(1841)年—この頃からは、幕府領加布里村庄屋 哲次郎に代わり、同じく幕府領東村庄屋 文助の活躍が顕著になる。文助は天保7(1836)年からは幕府領の惣代庄屋も務めており、福岡藩の慶應分限帳にも田中文助として記載されている。三坂村との境界問題には遅くとも天保11年には関わっており、翌年には三坂村と飯原村との境界を改め、その翌年の天保13年には、

気寄人として福岡領の三坂村・雷村と、中津領の飯原村・長野村との間に絵図及び證文を取り交わしており、この時には121本の境石が新たに追加して建てられている。天保13年に作成されたこれらの絵図と證文は村どうしの取り決めであるため、三坂村：飯原村、雷村：飯原村、雷村：長野村の三枚に分割されているものの、三坂村と飯原村境の北端部を1番境石とし、雷村と長野村境の南端部を154番境石とする共通の通し番号を付している。また、寛文元年に7本、元禄五年に26本建てられた既存の境石もこの中に組み込むことによって再整理を行い、「百五拾貳番杭 但シ寛文年ニ建ル七番境石」「八拾番境杭 但シ元禄年ニ建ル貳拾六番境石」などと絵図内に文字で記すとともに、杭の位置を示す黒点の傍らには白抜きの丸や四角などで、寛文元年と元禄五年及び自然石を用いた境石を表示している。

絵図の描写自体は天保2年のものと大差はないが、新たに杭間の距離を記していることは大きな進歩である。「壹番杭ヨリ貳番杭江直繩七間三尺九寸 但方位巳三分九厘ニ當ル」という様に距離は寸単位まで記されており、1間＝曲尺六尺五寸と規定されている。また證文には、「双方の境石があるところはその中央を境とする」「福岡藩側だけの境石があるところは、その表面より三尺二寸五歩飯原村(中津領)側を境とする」「最寄りに自然石がある場合は杭を省き、杭の代わりに自然石に十字を掘り込み、その中心を境とする」といった趣旨の規定も定められている。なお境界の設定にあたっては福岡藩の分間方も立ち会っており、距離の計測にあたっては福岡藩から間縄を借用しているが、角度は依然として120分目盛りの旧式の器材を使用している。

天保14(1844)年―東村文助を気寄人として、松末村(中津領)と田中村(対馬領)の境界に杭を打ち、絵図面と證文が取り交わされている(藤崎文書)。松末村(中津領)・武村(中津領)・田中村(対馬領)の三村境を1番杭とし、松末村・田中村・浜窪村(対馬藩)の三村境を19番として距離と方位を記している。距離と方位の記載方法については他のものと同様であるが、杭の場所を示す赤点には、針穴が確認できる。これは複製を作成する為の穴であると思われ、伊能図にも見られる特徴であるが、今回紹介した他の絵図には

確認されていないものである。また、1番杭から19番杭に至る18間隔のうちの半分は、「間」で終わる切りの良い距離になっている。境界の複雑な山間部とは異なり、境界が直線的な水田域故の特徴であろう。

嘉永2(1849)年―三坂村・高野村(雷村)・飯原村・長野村の領地境において、福岡藩の分見方 松尾弥右衛門立会いのうえ、境石が建てられている(『川上文書459』)が、場所や本数は不明である。

以上に領境石に関して文献及び碑文上に残された記録について紹介した。木製の杭については現存するものは確認されていないが、境石については各所で確認されており、以下にその状況を述べる。

IV. 領境石の現状

糸島市内には、他領との境界を示す領境石が原位置或いはその近辺に残されているものだけでも約100本が確認されている。これらの大半は、糸島市在住の郷土史家である前田時一郎氏らの精力的な踏査による発見であり、その成果は『糸島の国境石と領境石―歴史の行き証人―』として纏められている。

1―多久・東境石群

発見の発端はレジャー施設建設に伴う前原市教育委員会による確認調査であり、担当者の林寛氏により13本の境石の存在が確認された。また、このことが新聞報道されたことにより近隣住民から絵図と證文の存在が伝えられ、絵図に示される杭の位置と、発見された境石の位置がほぼ一致することが確認された。絵図と證文は幕府領であった東村と、福岡領であった多久村との間に天保2年に締結された協定であり、63本の境杭が建てられたことが記されている。これらの一部又は全て、少なくとも1番杭と63番杭の2本は天保10年に石製の杭に建て替えられたが、林氏が確認したものはこのうちの55番を除いた50番～63番の境石であった。この調査の概略は、「会報測量第23号」に掲載されているものの、発掘調査報告書が刊行されていないため詳細は明らかでない。その後、前田氏らによる懸命な踏査により計31本の境石が確認されているが、うち一本はそ

の後に紛失しており、現時点では63本のうちの30本が現地に残されている。なお、絵図に示される杭と現地の境石との同定については、天保2年の絵図に示された杭と杭を結ぶラインと、現在の大字境のラインが極めて近く、また境石の位置と国土調査による平板測量の測点とは一致するものが多く、これを手懸りとした。しかし絵図には杭間の角度の記載はあるものの距離の記載がないことから、前田氏によるものと筆者によるものとは幾つかの杭の同定に相違がある。

境石の形態は、下の4つに大別できる。

Aタイプ 各辺が30cm以上の角柱であり、長さは150cm以上である。三領境（幕府領、福岡領、中津領）である1番杭及び63番杭がこれに該当し、側面の三面に銘文を刻む。彫りは深く、杭は上面までも丁寧に整形されている。林氏の調査記録によれば銘文は杭の根本にまで至っており、天保10年に建て替えられたことを記録した文書からも、当初から1/3程度が土中に埋められていて銘文の全文が見えない状態であったことが分かる。なお文字一字につき120文の費用を要しており、これらは各村の負担となったものであろう。

Bタイプ 一辺が25cm前後の角柱であり、一辺が30cmを超えるものもあるが、Aタイプと比して規格性に乏しい。鑿の跡を明瞭に残すなど粗い整

形のものや三角柱状を呈するものもある。側面の二面に刻まれる銘文の彫りも浅い。大半が地中に埋もれているため銘文の全容は明らかではないものが多いが、共通して「従」又は「從」の文字が文頭に位置している。最も地上への露出が多い18番杭には「従是南御料東村」「従是北福岡領」と刻まれており、他のものも同様の銘文であろう。

Cタイプ 石材の上面に「境」の一文字だけを刻む。52、58、61番境石の3本がこれに該当する。いずれも直線的な杭間に位置している。

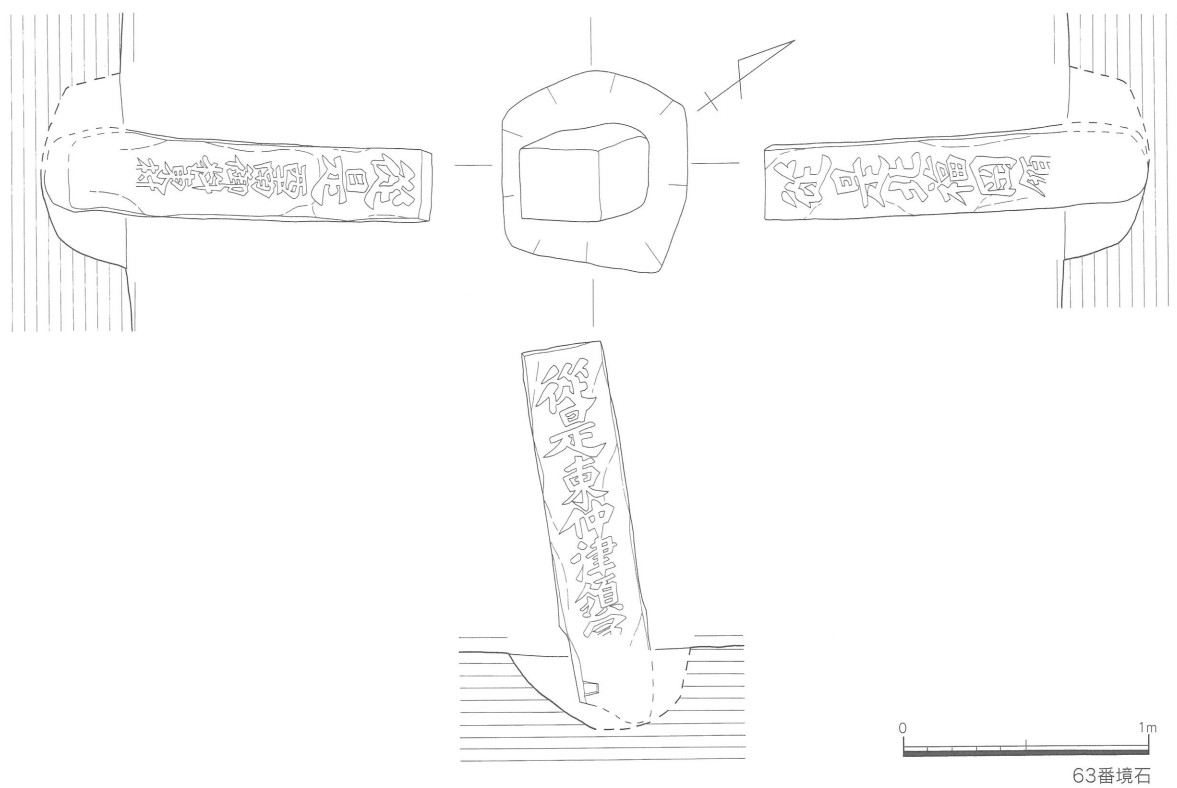
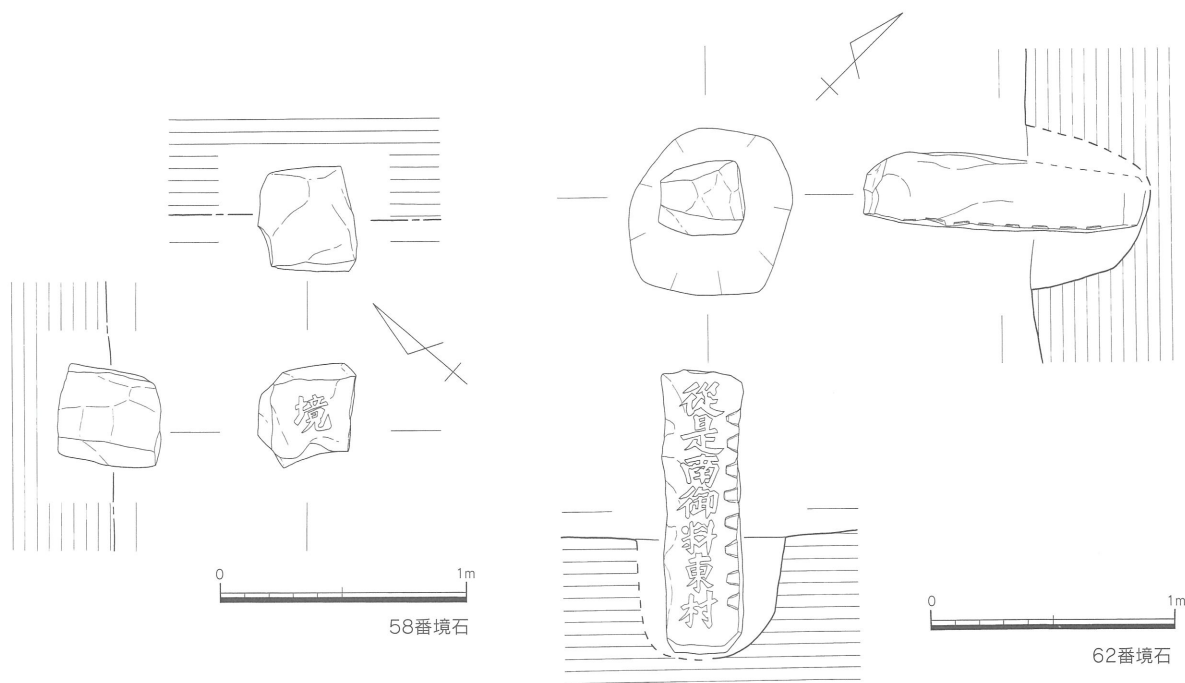
Dタイプ 角柱の一側面のみに「境」の一文字だけを刻む。33番杭のみがこれに該当する。

これらの建立年代については、Aタイプ以外のものについては明らかにする記録はないが、香力・三坂境においても木製の杭に替って石製の境石が同時に建て替えられており、Aタイプの建てられた天保10年とほぼ同時期であると考えて良いのではなかろうか。

なお、50番境石の西には、花崗岩を切り出した跡があり、未成品の石柱が散在している。方形の蚤跡は幅3～4cmを測り、境石に残る痕跡と類似しており、境石の製作地の有力候補である。



第2図 幕府領東村と福岡領多久村の境界線と現地に残る境石位置図（多久・東境石群）

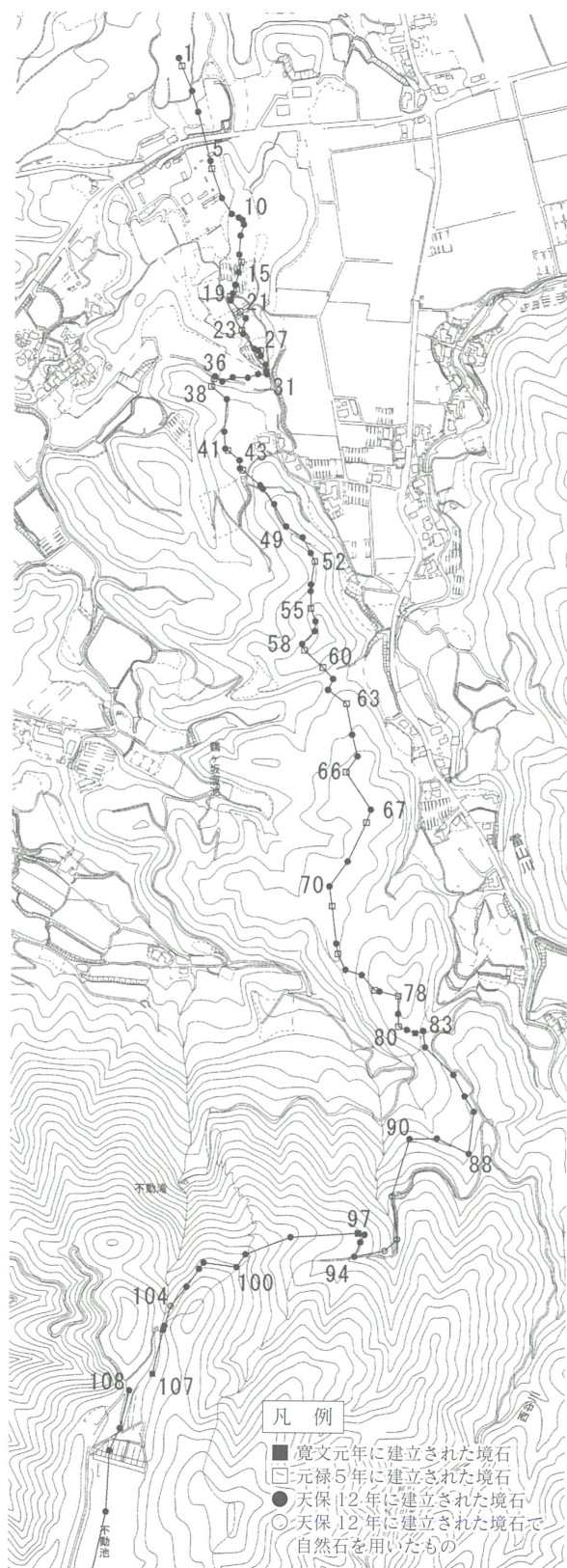


第3図 多久・東境石群 58・62・63番境石実測図

2-三坂・雷・飯原・長野境石群

この三坂村・雷村と飯原村・長野村の福岡領と他領との境には、先述した天保14年の証文及び絵図などから、少なくとも4次にわたって計154本以上の領境石が建てられたことが分かる。うち7本は寛文元年、26本は元禄5（1692）年、121本は天保12年の建立であり、嘉永2年のものについての詳細は不明である。これらのうち、前田氏らにより計44本の境石が確認されており、その成果に基づき、境石の現位置を再確認するべく踏査し、字切図上に位置を落とした。これは領境石が境界杭としての機能を保ち、その後の国土調査においても境界杭として認識されていた様子が窺えるからである。また、川上文書及び庄崎文書の絵図に記される杭間の角度、距離からCADソフトを用いて相対的な位置関係を復元して現在の地形図と重ね合わせ、字切図上に落した境石の位置と照合することにより絵図に記された番号との対比を試みた。川上文書の絵図については原本が火災により失われており、低画質のマイクロフィルムからの読み起こしであるため文字に不明瞭な箇所がいくつかあり、絵図の描写から補い復元した部分もある。当時の測定の精度や、隣接する杭間のみの計測による誤差の累積などにより、現在の地形図上に完全に一致させることはできなかったものの、誤差の累積の少ない範囲内は多くの一致を見ることができた。またその結果、当時の磁北は現在の磁北より約3度の東偏があることも追認できた。

なお、絵図に描かれている飯原村の北端部から肥前との国境である雷山村の南端部までの水平直線距離は4419.29mであるのに対し、絵図から復元した両点間の距離は4454.42mであり、その誤差は1%未満であった。測点間の距離の総計は5904.9m（未記載の107番杭と108番杭間を除く）であり、急傾斜地を含んだ標高差500mという現場状況を勘案すれば、かなりの高精度の測量が行われたであろうことが推察される。また、絵図に記される境石と現地の境石との同定には、異なった年代に建てられた複数の形態の境石が混在しており、絵図からその配列が分かっていたことは重要な手がかりであった。その結果、多くの境石については絵図面と現地の境石との同定に成功し、その建立年代を明らかにすることができた。



第4図 絵図から復元した境石の位置と領境
(三坂・雷・飯原・長野境)

そこでまず、境石の大まかな分類について記す。

Aタイプ「此道より東福岡領」と1行に浅く刻まれる。石材は変成岩であり、現時点では1基のみの確認である。高さ1.17m、最大幅0.73m、最大厚0.24mを測る。

Bタイプ「此道より 東福岡領」と2行に浅く刻まれる。石材は花崗岩の転石の一部を整形して用いており、現時点では1点のみの確認である。高さ1.15m、最大幅0.9m、最大厚0.5mを測る。

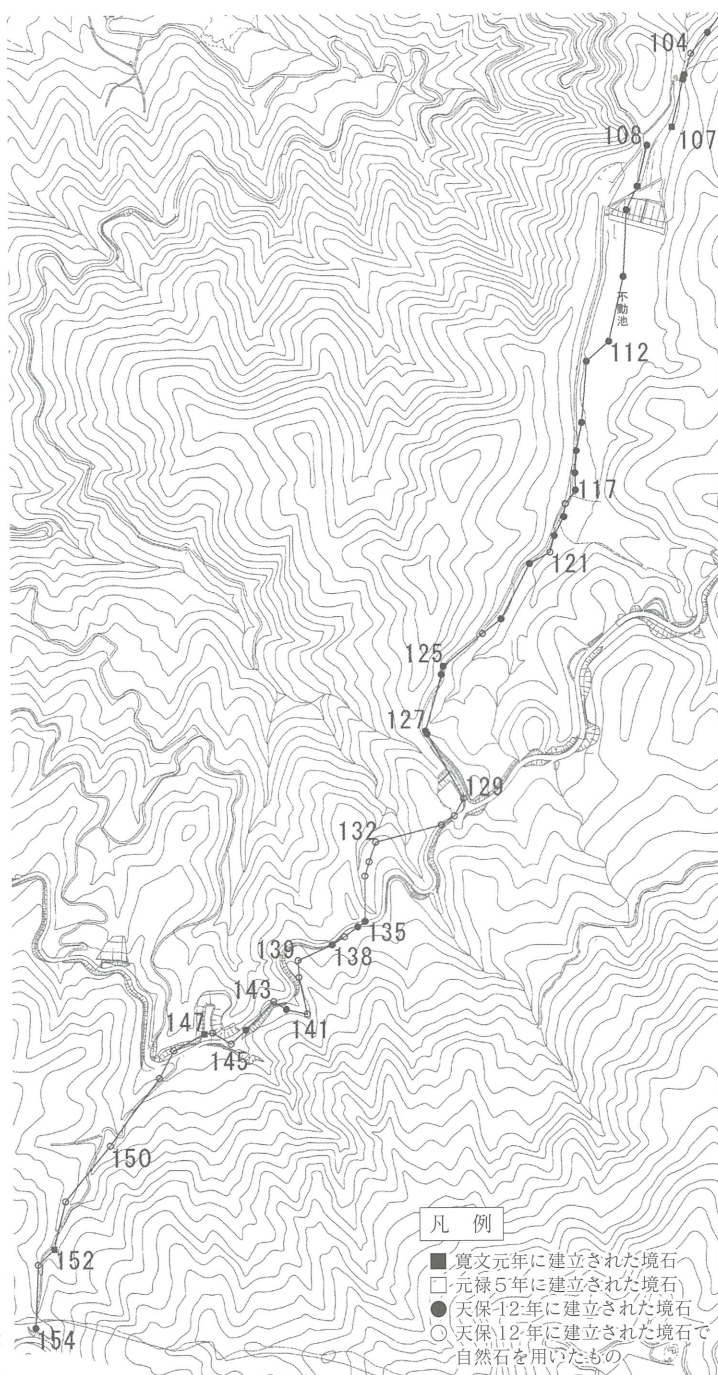
Cタイプ石材は花崗岩の楕円形に近い転石を用い、丸みのある特徴的な文字体により「此道より東 福岡領」と2行にわたって刻まれる。例外なく福岡領の福の字が2行目の頭に位置する。高さ0.8～1.28m、最大幅0.4～0.62m、最大厚0.21～0.33mを測る。8点が元位置付近で確認されている他、庭石として相当数が運び出されている模様である。

Dタイプ現在までのところ未だ発見に至っていないが、證文によれば、自然石に十字形の刻み目を入れたものである。石材については不明であるが、不動池以南の糸島花崗閃緑岩の分布地に集中しているため、その多くが花崗岩の転石であると思われる。

Eタイプ石材は花崗岩の角柱状の切石を用いる。「境」と一字のみが刻まれる。

Fタイプ花崗岩を主体とした転石の一部を整形し、「境」と一字のみが刻まれる。全体的な形状を整えようとする意思はあまり感じられない。

Gタイプ角柱状を呈すものの文字が刻まれない。この分類により、絵図の境石の配列と現位置とを照合すると、Aタイプは絵図に示された97番杭、Bタイプは同じく107番杭に該当し、97番杭は「寛文年二建ル式番境石」、107番杭は「寛文年二建ル三番境石」であるので、これらが寛文元年に建てられた7本の内の2本であることが分かる。同様に、Cタイプのものの現位置は、絵図に示された14番杭、38番杭、55番杭、59番杭、68番杭、76番杭、

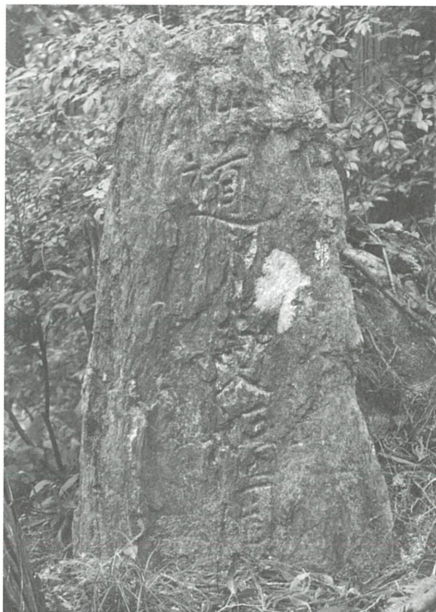


第5図 絵図から復元した境石の位置と領境
(三坂・雷・飯原・長野境)

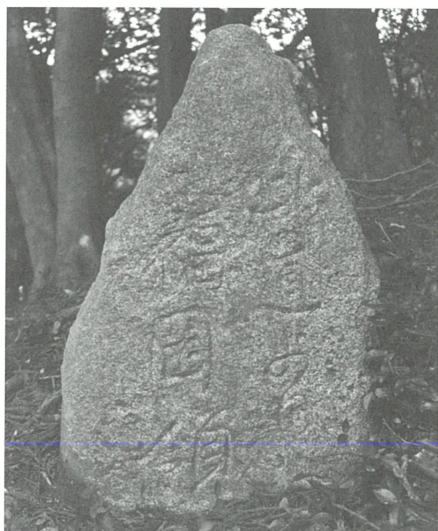
78番杭、80番杭の位置にあり、14番杭は「元禄年二建ル四番境石」、38番杭は「元禄年二建ル拾二番境石」、55番杭は「元禄年二建ル拾六番境石」、59番杭は「元禄二建ル拾七番境石」、68番杭は「元禄二建ル式拾壺番境石」、76番は「元禄二建ル式拾四番境石」、78番は「元禄二建ル式拾五番境石」、



三坂・雷・飯原・長野境107番境石(寛文元年建立)



三坂・雷・飯原・長野境97番境石(寛文元年建立)



三坂・雷・飯原・長野境66番境石(元禄5年建立)

80番は「元禄二建ル貳拾六番境石」であるので、これらが元禄5年に建立された一群であることが分かる。それ以外のものは天保12年或いは嘉永2年のものであることが推定できる。天保12年と嘉永2年のものの区別は今後の精査が必要であるが、天保12年には121本の境石が建てられており、E、Fタイプの多くが天保12年に建てられたものであろう。なお少数派である無銘のGタイプや、天保13年の絵図と位置が著しく一致しないもの(例：絵図上の59番境石と60番境石の間にEタイプのものが現存するが、59番境石・60番境石の両者とも元禄五年の建立であるため適合しない)については、嘉永2年のものであるのかも知れない。なお、石材には花崗岩のものとそうでないものとに大別できるが、これは現地の地質に起因するものと思われる。

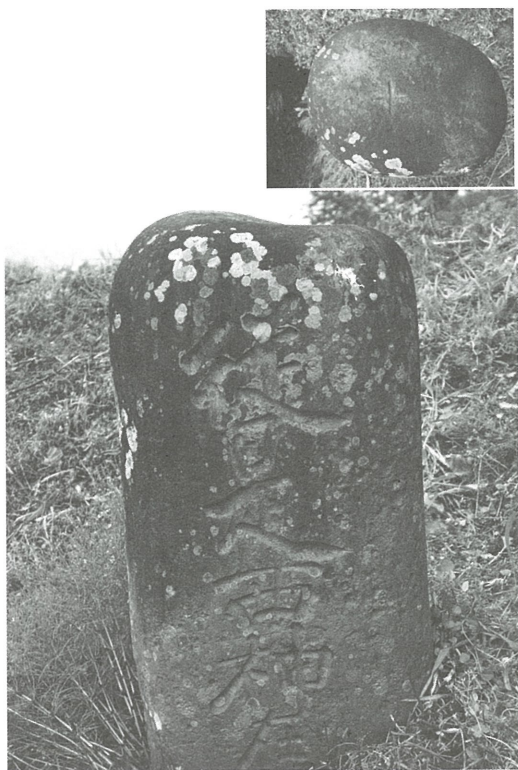
また、旧村の領域をそのまま引き継いでいる筈の現在の大字雷と大字飯原の境界線の南端は、県境である大峠の北約500mの148番境杭付近であるが、庄崎文書の絵図においては、それよりも650m以上も東寄りの128番境杭となっている。つまり飯原村の西に隣接する長野村の領域が現在よりも10ha以上も広がっている。当時、飯原村の庄屋は長野村の庄屋が兼帯していたことから、長野村に有利な取扱いがされたとするのは邪推であろうか。

3-香力・三坂境石群

現在は境界を跨いで建設されたゴルフ場の造成などによりその殆どが失われているものの、1本のみがゴルフ場の敷地内に残っていることが前田氏らにより確認されている。前田氏の計測によると、36×33cmの花崗岩の角柱であり長さは112cmを測るが、発見時は数cmしか地上に出ていなかった。碑文には「従是東南福岡領」「従是西北御料香力村」と刻まれており、天保2(1831)年に木杭により領境が定められ、天保11(1840)年に境石へと立て替えられたうちの1本であると思われる。元々、境石は少なくとも38本があり、うち17本は「境」の一文字のみが記されたものであったが、この境石のように境界線の屈曲点などの重要な位置のものにはきちんと銘文が刻まれていたようである。また元位置を保ってはいないが、同様の碑文が刻まれたものが近隣住民により保管されている。

4-多久・神在境石群

多久・東境の1番境石から北東方向に約200mの宮地岳東麓に位置する。山裾から約100mの範囲内に7本の境石が残されており、碑文には「従是東南多久村抱」「従是西北神在村抱」などと刻まれている。最も山手に位置する境石の碑文には「此石ヨリ七番石迄文政十二年己丑四月建之」、最も下手にある



多久・神在境7番境石

境石には「文政十二年己丑四月」と記されており、現地に残されている7本が文政12（1829）年に建立された福岡領多久村と中津領神在村との境石であることが分かる。これらは全て玄武岩が用いられており、地上に50～100cm程が露出している。横倒しになった1番石が長さ152cmであるので、三分の一から三分の二程度が土中に埋められているようだ。また境石の上面（天頂部）には長さ5cm前後の十字が刻まれている。先述したように、雷・飯原・長野境に天保13年に設置された境石の中には、自然石に十字を刻んだものがあつたことが記録されているが未だ現物は発見されていないので、現在までのところ、糸島市内に現存する江戸時代の境石の中にこのような刻みをもつものはここ以外には確認されていない。

V. おわりに

以上、糸島市内に残る境石について紹介した。福岡藩が関係する境論としては脊振山を巡る佐賀藩との争論が著名であるが、このことはその後の国絵図の全面改定の契機ともなり、それは幾つもの境論を顕在化させることにも繋がっていく。しかし怡土郡では、それを30年以上も遡る寛文元

年（1661）には既に、唐津藩との間に境界の確認及び表示の為の境石の建立が行われている。そして今回の調査によって、これらのうちの少なくとも2基が現地に現存していることを確認した。さらにその後の元禄5（1692）年にも福岡領と幕府領との間で境界の確認と境石の建立が行われているが、これらについても8基が現地に現存していることを確認した。これらは、銘文が刻まれた領境石、境界石としては全国でも最古級のものである。これは当該地の境界線が尾根筋や谷筋、川筋といった地形由来の境界ではなく、筑肥国境の大峠を経由して肥前国無津呂村に至る人道であつたために複雑で変わり易く、早くから不明確な点が露呈していたためであろう。

また寛文元年及び元禄5年の江戸時代前期の境石は、直接的に行政主導で建立されたものであるが、江戸時代後期の天保年間に建てられた領境石は、谷口（藤田）哲次郎と田中文助という二人の庄屋の尽力によるものが大きい。彼らは他領の境界問題にも積極的に関与し、境を定め、杭を打ち、測量し、絵図を作成して證文を結んだ。幕府領の庄屋という立場は仲介役、仲裁役として都合がよく、さらには福岡藩の後ろ盾があつたものであろう。しかし彼らを駆り立てたものは一体何であつたのか。彼らはそれを「気寄」と称するが、その背景については今後の研究課題でもある。

また先述したように、本論は前田時一郎氏らの地道な踏査結果に基づくものであり、現地では氏に案内をしていただき、単独での調査の時も氏の著作のコピーを常に携帯し参考にさせていただいた。文末ながらここに記し、感謝と敬意を表したい。

参考文献

- 前田時一郎 2006『糸島の国境石と領境石 歴史の生き証人』糸島郷土民俗史研究会
- 林 覚 1994「前原市大字東・多久・富に所在する江戸時代の境石について」『会報測量 第23号』福岡県測量設計業協会
- 三上義夫 1947『日本測量術史の研究』恒星社厚生閣
- 松崎利雄 1979『江戸時代の測量術』総合科学出版
- 川村博忠 1992『近世絵図と測量術』古今書院
- 渡辺一郎 2009『伊能忠敬の全国測量』伊能忠敬研究会
- 瀬戸島正博 2010『図版でみる江戸時代の測量術』日本測量協会

(資料1) 黒田新統家譜卷之二

怡土郡、唐津領の境分明ならざりしかハ、今年六月十四日両主より有司を出し、其境を正さる。彼方より堀江金左衛門・花井久右衛門、坂部龍右衛門といふ士を出され、此方よりハ奥西普右衛門郡奉行西村半四郎郡奉行を差出され、雷村と唐津領長野村との境に至りて出あひ、正保の絵圖に據て境目を正し、路筋を限に定め、境石を立置ける。

(資料2) 吉田家伝録

一 同歲十一月七日経年西郡御境目見分トシテ今曉寅ノ上廻出足、上野小八・広羽八之丞へモ同伴、周船寺村大庄屋方星休・雷山・簡原・簡渡御境筋・城ノ口・三坂ノ盗人塚迄見分、三坂村ニ正着。同月八日三雲ノ曾根原・井原抱御境筋見分、波多江二星・篠原ノ白原・鎌越原・多久ノ柴崎・高峰・荻浦井樋堀見分、前原宿町茶屋ニ止宿。同九日辺田・舟越海境見分、舟越ノ八代龍王社前ヨリ岐志渡海、芥屋ニテ星・野北ニ止宿、同十日松井通リ、宮金穴・桜井ノ井見物、西ノ浦ヨリ大洋見分、西ノ浦ニテ星休、今宿へ止宿、同十一日姪浜星・申ノ刻過二歸宅

(資料3) 三坂区有文書001

筑前国怡土郡之内 御公料飯原村与同郡 松平肥前守領分三坂村与境相極候ニ付于ニ取替申證文之事

- 一 南者雷山境ノ北者はつ原ニ至香力村・三坂村境之道筋ノ新道ヲ附候所迄、境目相極候付、御及方御役人御出合傍示御極二境右御立候成、都而道筋ヲ限、西者飯原村、東者三坂村也
- 一 右之内
- 一 十六天神森之邊ノ北者香力村三坂村与境之道筋ノ新道ヲ附候所ノ西之野地飯原村江附候事
- 一 鬼塚西之端ヲ切前、道筋相極候事
- 一 盗人塚、三坂村之内江入候事
- 一 祈禱塚、飯原村之内江入候事
- 一 南雷山境ノ少連寺古道東江入込之所迄、新道ヲ附候事
- 一 廟所松原、三坂村江附候事
- 一 飯原村畑式拾九歩、新道ノ東江入込申分、三坂村江被附候事
- 一 両御坂之内、新道ノ西之方江出候御坂迄ッ飯原村江附ケ、新道ノ東之方ニ有之御坂迄ッ三坂村江附候事
- 一 少連寺新道ノ東野地之分三坂村江附、新道ノ西之方野地之内二面、右畑式拾九歩之相替開之飯原村江附候事
- 一 少連寺古道東江入込之所ノ十六天神之森の邊迄古来之道筋ヲ限、境二相極候事

右両村之境雖古来道筋ヲ限り遠年所々道筋替境目致混乱、未々之族諍論ケ間敷依有之、御代官今井九右衛門様江致仰上我々共方存念之通役人所迄申達候次第、此方郡奉行梶原十兵衛方委細被申上致、聞召届道筋恰好惡所御詮儀之上御改被成、新道御附替、向後無異諍議ニ被成、双方庄屋百姓得心仕、両村境弥道切ニ相極、所々境右御立被直候上者至後年相違有間敷候、仍而如件

怡土郡三坂村庄屋

久市

元禄五年中三月晦日

同村頭百姓

善三郎

同

同

同

同

同

藤吉

喜三郎

左平次

惣次郎

久右衛門

怡土郡飯原村

御庄屋御百姓衆中

右両村境之儀 今井九右衛門様御詮儀被成
双方得心之上相極申所無相違者也

松平肥前守内

同年同月

梶原十兵衛

怡土郡飯原村

御庄屋御百姓中

(資料4) 三苦草治文書

御料筑前国怡土郡東村与筑前国怡土郡福岡領多久村与之御境目、往古相極リ居候通今以相違無之段者勿論ニ候、然ル處是迄御境杭建居不申候ニ付、此度御料怡土郡加布里村庄屋哲次郎氣寄ヲ以後年爭論為無之、御境二目印之杭木建方之儀示談有之候處、双方熟談相整立会之上御境目印之杭建建方候、右目印杭建方之儀者先規極リ双方心得通、境筋都而御境杭ノ御境杭江直縄ヲ以相定候上、御境杭ノ御境杭江之方位相改候、未自然御境杭本二而茂朽損候節者、表繪圖而二記候所之方位ヲ以如元双方立会御境杭建方可致候、右之通双方熟談相整、村役人者不及申地主立会前文之通相極リ候處相違無之候、然ル上者自然至後年連變申事於有之者、此繪圖證文ヲ以筋々江可被仰立候其時一言之儀申間敷候、為後年仍而繪圖裏書證文如件

筑前国怡土郡福岡領多久村

百姓惣代

安次

天保二年辛卯六月

同村組頭

彦藏

同

久七

同

孫平

同

次助

同村庄屋

傳四郎

御料筑前国怡土郡東村

庄屋

文助殿

同村

惣御百姓衆中

前書之通拙者立会相定候處相違無之二付

加判仍而如件

御料筑前國怡土郡

加布里村庄屋

哲次郎

同年六月

(資料5) 三坂区有文書004

添證文之事

御料筑前國怡土郡香力村与怡土郡福岡領三坂村与之御境目、去元天保二卯年双方熟談之上目印之御境杭致建方杭方杭江之丈尺方位共二改之、其節総図裏書證文取替置候、然処杭木二而者永続難二付、双方申合此度御境石二仕替申候、尤御境石之内間二者境与申文字壹字彫付置候石茂有之候、則壹字銘之石者左二記置候、自然至後年違変申輩於有之者、本證文并此添證文を以何方江茂可被仰立候、其時一言之儀、申間鋪候仍而添證文如件

壹字銘御境石左之通

五番石

六番石

八番石

拾番石

拾貳番石

拾三番石

拾八番石

貳拾番石

貳拾三番石

貳拾六番石

貳拾八番石

三拾番石

三拾貳番石

三拾四番石

三拾六番石

三拾七番石

三拾八番石

筑前國怡土郡福岡領三坂村

天保十一庚子三月

百姓惣代

同村組頭 太蔵

同 久市

同 半助

同 忠助

同 源八

同 源六

同 庄屋

惣太郎

御料

筑前國怡土郡香力村

庄屋

八百石衛門殿

同村

惣御百姓衆中

前書之通拙者立会御境石致建方候處相違無之二付加判仍而如件

御料

筑前國怡土郡加布里村

庄屋

哲次郎

(資料6) 川上文書

筑前國怡土郡福岡御領雷山村与同郡中津御領飯原村与之御境目、地名城ノ口と申所方上者寛文元年統而道を境二相極、所々境石建之、城ノ口より下者元禄五年是又道を限り、或者田畑之畔を境二相極、所々境石建之證文取替置候、右両所共二今以相違無之段者勿論二候、然処年暦を終、追々道踏替境筋不正候二付、此度御料怡土郡惣代庄屋東村文助氣寄二而致中入、熟談之上境杭打建(但双方境石有之所者其間之中央を境二相定、又福岡御領境石計有之所者境石之表面方三尺貳寸五歩飯原村抱地之方二寄、境二相定夫々杭打直候、且又最寄二自然石有之所者、杭を相省キ杭代自然石二十字を彫付十字之正中を境二相定候)以来道筋二不拘境杭方境杭江直見渡を境相定、双方立会之上、間敷、方位相改表総図面二書記、取替申処毛頭相違無之候、然上者此以後杭木朽損候節者、表書之間敷、方位を以如元打直可申候、自然至後年異変申輩於有之者此総図證文を以何方江茂可被仰立候、其時一言申間敷候、為後年仍而総図裏書證文如件

筑前國怡土郡中津御領飯原村

天保十三年壬寅十一月

百姓惣代

十右衛門

同

喜七

同村年寄

半左右衛門

同

藤左右衛門

長野村庄屋二而

飯原村兼帯庄屋

庄崎弥七郎

川付村庄屋二而

飯原村兼帯庄屋

川上六右衛門

筑前國怡土郡福岡御領雷山村庄屋

仁平殿

同村

惣御百姓衆中

前書之通拙者立会相定候處相違無之二付加判仍而如件

同年十一月

御料怡土郡惣代庄屋

東村文助

表 1. 絵図に記載される境杭の情報(多久・東境)

境(絵図)	番号	杭番号及び注記	絵図の記載	杭間の角度	現在の尺度		備 考
					m法	方位	
多久村・東村境(三ヶ嶺・文書)	1	壹番杭 御料・中津・堀岡 三嶺境	壹番杭ヨリ貳番杭江方位卯八分壹厘			114.3°	現存
	2	貳番杭	貳番杭ヨリ三番杭江方位辰五分五厘			136.5°	
	3	三番杭	三番杭ヨリ四番杭江方位卯七分三厘			111.9°	
	4	四番杭	四番杭ヨリ五番杭江方位辰七分七厘			141.3°	
	5	五番杭	五番杭ヨリ六番杭江方位卯七分七厘			111.3°	
	6	六番杭	六番杭ヨリ七番杭江方位辰五分			135.0°	
	7	七番杭	七番杭ヨリ八番杭江方位巳九厘			152.7°	
	8	八番杭	八番杭ヨリ九番杭江方位辰貳分九厘			128.7°	
	9	九番杭	九番杭ヨリ拾番杭江方位辰四厘			121.2°	
	10	拾番杭	拾番杭ヨリ拾壹番杭江方位丑三分			39.0°	
	11	拾壹番杭	拾壹番杭ヨリ拾貳番杭江方位辰叁分八厘			125.4°	
	12	拾貳番杭	拾貳番杭ヨリ拾三番杭江方位寅三分三厘			69.9°	
	13	拾三番杭	拾三番杭ヨリ拾四番杭江方位卯五分六厘			106.8°	
	14	拾四番杭	拾四番杭ヨリ拾五番杭江方位巳五分			165.0°	
	15	拾五番杭	拾五番杭ヨリ拾六番杭江方位卯九分八厘			119.4°	
	16	拾六番杭	拾六番杭ヨリ拾七番杭江方位寅六分壹厘			78.3°	
	17	拾七番杭	拾七番杭ヨリ拾八番杭江方位丑三分玖厘			129.6°	
	18	拾八番杭	拾八番杭ヨリ拾九番杭江方位丑八分			54.0°	
	19	拾九番杭	拾九番杭ヨリ貳拾番杭江方位寅七分壹厘			81.3°	
	20	貳拾番杭	貳拾番杭ヨリ貳拾壹番杭江方位辰四分八厘			134.4°	
	21	貳拾壹番杭	貳拾壹番杭ヨリ貳拾貳番杭江方位巳六分六厘			169.8°	
	22	貳拾貳番杭	貳拾貳番杭ヨリ貳拾三番杭江方位辰四分九厘			134.7°	
	23	貳拾三番杭	貳拾三番杭ヨリ貳拾四番杭江方位寅五分七厘			77.1°	
	24	貳拾四番杭	貳拾四番杭ヨリ貳拾五番杭江方位巳叁分三厘			153.9°	
	25	貳拾五番杭	貳拾五番杭ヨリ貳拾六番杭江方位辰三分五厘			130.5°	
	26	貳拾六番杭	貳拾六番杭ヨリ貳拾七番杭江方位午三厘			180.9°	
	27	貳拾七番杭	貳拾七番杭ヨリ貳拾八番杭江方位巳八厘			152.4°	
	28	貳拾八番杭	貳拾八番杭ヨリ貳拾九番杭江方位巳叁分五厘			154.5°	
	29	貳拾九番杭	貳拾九番杭ヨリ三拾番杭江方位辰七分七厘			141.3°	
	30	三拾番杭	三拾番杭ヨリ三拾壹番杭江方位辰四分			132.0°	
	31	三拾壹番杭	三拾壹番杭ヨリ三拾貳番杭江方位丑八分八厘			56.4°	
	32	三拾貳番杭	三拾貳番杭ヨリ三拾三番杭江方位辰貳分壹厘			126.3°	
	33	三拾三番杭	三拾三番杭ヨリ三拾四番杭江方位辰玖厘			120.6°	
	34	三拾四番杭	三拾四番杭ヨリ三拾五番杭江方位辰七分七厘			143.1°	
	35	三拾五番杭	三拾五番杭ヨリ三拾六番杭江方位巳七分九厘			173.7°	
	36	三拾六番杭	三拾六番杭ヨリ三拾七番杭江方位巳壹厘			150.3°	
	37	三拾七番杭	三拾七番杭ヨリ三拾八番杭江方位卯七分五厘			112.5°	
	38	三拾八番杭	三拾八番杭ヨリ三拾九番杭江方位寅七分七厘			83.1°	
	39	三拾九番杭	三拾九番杭ヨリ四拾番杭江方位卯九分壹厘			117.3°	
	40	四拾番杭	四拾番杭ヨリ四拾壹番杭江方位卯七分			111.0°	
	41	四拾壹番杭	四拾壹番杭ヨリ四拾貳番杭江方位卯三分			99.0°	
	42	四拾貳番杭	四拾貳番杭ヨリ四拾三番杭江方位卯五分五厘			106.5°	
	43	四拾三番杭	四拾三番杭ヨリ四拾四番杭江方位寅九分			87.0°	
	44	四拾四番杭	四拾四番杭ヨリ四拾五番杭江方位寅九分五厘			88.5°	
	45	四拾五番杭	四拾五番杭ヨリ四拾六番杭江方位卯壹分			93.0°	
	46	四拾六番杭	四拾六番杭ヨリ四拾七番杭江方位卯四分			72.0°	
	47	四拾七番杭	四拾七番杭ヨリ四拾八番杭江方位寅柒分七厘			68.1°	
	48	四拾八番杭	四拾八番杭ヨリ四拾九番杭江方位巳叁分九厘			155.7°	
	49	四拾九番杭	四拾九番杭ヨリ五拾番杭江方位辰八分壹厘			144.3°	
	50	五拾番杭	五拾番杭ヨリ五拾壹番杭江方位寅八分六厘			85.8°	
	51	五拾壹番杭	五拾壹番杭ヨリ五拾貳番杭江方位辰壹分			123.0°	
	52	五拾貳番杭	五拾貳番杭ヨリ五拾三番杭江方位辰六分貳厘			138.6°	
	53	五拾三番杭	五拾三番杭ヨリ五拾四番杭江方位寅三分三厘			69.9°	
	54	五拾四番杭	五拾四番杭ヨリ五拾五番杭江方位卯三厘			90.9°	
	55	五拾五番杭	五拾五番杭ヨリ五拾六番杭江方位丑三分六厘			40.8°	
	56	五拾六番杭	五拾六番杭ヨリ五拾七番杭江方位寅六分六厘			79.8°	
	57	五拾七番杭	五拾七番杭ヨリ五拾八番杭江方位丑五分四厘			46.2°	
	58	五拾八番杭	五拾八番杭ヨリ五拾九番杭江方位丑四分五厘			43.5°	
	59	五拾九番杭	五拾九番杭ヨリ六拾番杭江方位寅四分七厘			74.1°	
	60	六拾番杭	六拾番杭ヨリ六拾壹番杭江方位卯貳分玖厘			96.6°	
	61	六拾壹番杭	六拾壹番杭ヨリ六拾貳番杭江方位卯三分壹厘			99.3°	
	62	六拾貳番杭	六拾貳番杭ヨリ六拾三番杭江方位辰玖厘			126.0°	
	63	六拾三番杭 御料・中津・堀岡 三嶺境	六拾三番杭ヨリ六拾四番杭江方位				

表 2. 絵図に記載される境杭の情報(三坂・飯原・雷山・長野境)

境(絵図)	番号	杭番号及び注記	絵図の記載	杭間の角度	現在の尺度		備 考
					m法	方位	
三坂村・飯原村境(川上文書・補)	1	壹番杭 御料・中津・堀岡 三嶺境	壹番杭ヨリ貳番杭江直綫七間三尺九寸 但方位巳三分九厘二釐		14.97 m	161.7°	現存
	2	貳番杭 但元禄年二建ル壹番境石	貳番杭ヨリ三番杭江直綫拾四間三尺八寸 但方位巳三分五厘二釐		48.42 m	160.5°	
	3	三番杭	三番杭ヨリ四番杭江直綫拾九間四尺六寸 但方位巳五分五厘二釐		38.81 m	166.5°	
	4	四番杭	四番杭ヨリ五番杭江直綫拾四間六寸 但方位巳六分壹厘二釐		90.60 m	168.3°	
	5	五番杭	五番杭ヨリ六番杭江直綫七間二〇〇 但方位巳七分七厘二釐		13.79 m	173.1°	
	6	六番杭 但元禄年二建ル二番境石	六番杭ヨリ七番杭江直綫拾八間壹尺 但方位巳四分五厘二釐		55.45 m	163.5°	
	7	七番杭	七番杭ヨリ八番杭江直綫拾七間壹尺壹寸 但方位巳五厘二釐		33.81 m	150.6°	
	8	八番杭	八番杭ヨリ九番杭江直綫七間壹尺二〇〇 但方位巳六分二釐		14.09 m	150.0°	
	9	九番杭	九番杭ヨリ拾番杭江直綫三間六尺二〇〇 但方位辰貳分壹厘二釐		7.73 m	126.3°	
	10	拾番杭	拾番杭ヨリ拾壹番杭江四間八尺七寸 但方位巳四分七厘二釐		8.70 m	164.1°	
	11	拾壹番杭	拾壹番杭ヨリ拾貳番杭江拾間八尺八寸 但方位午六分六厘二釐		20.54 m	199.8°	
	12	拾貳番杭	拾貳番杭ヨリ拾参番杭江拾七間壹尺 但方位午貳分五厘二釐		33.78 m	186.6°	
	13	拾三番杭	拾参番杭ヨリ拾四番杭江直綫七間六寸 但方位巳五分八厘二釐		13.97 m	167.4°	
	14	拾四番杭 但元禄年二建ル四番境石	拾四番杭ヨリ拾五番杭江直綫九間三尺七寸 但方位巳五分八厘二釐		18.85 m	162.3°	
	15	拾五番杭	拾五番杭ヨリ拾六番杭江拾壹間五尺五寸 但方位午五分五厘二釐		23.24 m	198.5°	
	16	拾六番杭 但元禄年二建ル五番境石	拾六番杭ヨリ拾七番杭江直綫貳尺三寸 但方位申五分二釐		0.70 m	255.0°	
	17	拾七番杭	拾七番杭ヨリ拾八番杭江直綫七間六尺五寸 但方位午六分壹厘二釐		15.67 m	198.3°	
	18	拾八番杭	拾八番杭ヨリ拾九番杭江直綫三間三尺五寸 但方位未五分壹厘二釐		6.88 m	225.3°	
	19	拾九番杭 但元禄年二建ル六番境石	拾九番杭ヨリ貳拾番杭江直綫三間四尺八寸 但方位巳八分玖厘二釐		7.36 m	174.6°	
	20	貳拾番杭	貳拾番杭ヨリ貳拾壹番杭江直綫拾三間八寸 但方位辰七分三厘二釐		25.85 m	141.9°	
	21	貳拾壹番杭 但元禄年二建ル七番境石	貳拾壹番杭ヨリ貳拾貳番杭江直綫八間八寸 但方位巳六分四厘二釐		16.00 m	169.2°	
	22	貳拾貳番杭	貳拾貳番杭ヨリ貳拾三番杭江直綫拾壹間壹尺壹寸 但方位午七分貳厘二釐		22.00 m	201.6°	
	23	貳拾三番杭 但元禄年二建ル八番境石	貳拾参番杭ヨリ貳拾四番杭江直綫三間四尺五寸 但方位巳四分七厘二釐		7.18 m	164.1°	
	24	貳拾四番杭	貳拾四番杭ヨリ貳拾五番杭江直綫拾七間 但方位巳八分三厘二釐		33.48 m	144.9°	
	25	貳拾五番杭	貳拾五番杭ヨリ貳拾六番杭江直綫四間二〇七寸 但方位壹厘二釐		8.09 m	120.3°	
	26	貳拾六番杭	貳拾六番杭ヨリ貳拾七番杭江直綫貳間貳尺五寸 但方位辰七分貳厘二釐		4.70 m	81.6°	
	27	貳拾七番杭 但元禄年二建ル九番境石 三坂・雷山境石	貳拾七番杭ヨリ貳拾八番杭江直綫五間三寸 但方位午八厘二釐		9.94 m	182.4°	
	28	貳拾八番杭	貳拾八番杭ヨリ貳拾九番杭江直綫九間壹尺五寸 但方位巳叁分		18.18 m	153.0°	
	29	貳拾九番杭	貳拾九番杭ヨリ三拾番杭江直綫五間四尺八寸 但方位巳九分五厘二釐		11.30 m	178.5°	
	30	三拾番杭	三拾番杭ヨリ三拾壹番杭江直綫三間六寸 但方位巳六分二釐		6.09 m	168.0°	
	31	三拾壹番杭	三拾壹番杭ヨリ三拾貳番杭江直綫八間八尺七寸 但方位酉叁分貳厘二釐		16.57 m	273.6°	
	32	三拾貳番杭	三拾貳番杭ヨリ三拾三番杭江直綫九間五尺八寸 但方位申四分七厘二釐		19.48 m	254.1°	
	33	三拾三番杭	三拾三番杭ヨリ三拾四番杭江直綫拾三間五尺 但方位酉叁分四厘二釐		27.12 m	274.2°	
	34	三拾四番杭	三拾四番杭ヨリ三拾五番杭江直綫拾間五尺 但方位申三分六厘二釐		20.30 m	250.8°	
	35	三拾五番杭	三拾五番杭ヨリ三拾六番杭江直綫八間 但方位戌貳分八厘二釐		15.76 m	308.4°	
	36	三拾六番杭	三拾六番杭ヨリ三拾七番杭江直綫貳間壹尺六寸 但方位午九分二釐		4.42 m	207.0°	
	37	三拾七番杭 但元禄年二建ル拾一番境石	三拾七番杭ヨリ三拾八番杭江直綫七間四尺四寸 但方位午七分二釐		14.51 m	201.0°	
	38	三拾八番杭 但元禄年二建ル拾貳番境石	三拾八番杭ヨリ三拾九番杭江直綫拾八間 但方位辰四分壹厘二釐		35.45 m	132.3°	
	39	三拾九番杭	三拾九番杭ヨリ四拾番杭江直綫貳拾九間三尺五寸 但方位午貳分壹厘二釐		58.18 m	186.3°	
	40	四拾番杭	四拾番杭ヨリ四拾壹番杭江直綫拾五間貳尺六寸 但方位巳九分八厘二釐		30.33 m	179.4°	
	41	四拾壹番杭	四拾壹番杭ヨリ四拾貳番杭江直綫三間 但方位叁分六厘二釐		5.91 m	124.8°	

雷村 飯原村境川上支書 補乙	42	四拾貳番杭	但元禄年二建ル三番境石	四拾貳番杭ヨリ四拾三番杭江直續拾三間五尺四寸	但方位底四分四厘二釐ル	27.24 m	133.2'
	43	四拾三番杭		四拾三番杭ヨリ四拾四番杭江直續七間壹尺九寸	但方位已九分八厘二釐ル	14.36 m	179.4'
	44	四拾四番杭		四拾四番杭ヨリ四拾五番杭江直續貳間五尺四寸	但方位底四分壹厘二釐ル	5.58 m	129.3'
	45	四拾五番杭	但元禄年二建ル拾四番境石	四拾五番杭ヨリ四拾六番杭江直續拾貳間八寸	但方位底四分七厘二釐ル	41.60 m	134.1'
	46	四拾六番杭		四拾六番杭ヨリ四拾七番杭江直續四間壹尺六寸	但方位底八分七厘二釐ル	9.36 m	146.1'
	47	四拾七番杭		四拾七番杭ヨリ四拾八番杭江直續拾六間壹尺五寸	但方位底八分九厘二釐ル	31.97 m	145.8'
	48	四拾八番杭		四拾八番杭ヨリ四拾九番杭江直續貳拾貳間五尺三寸	但方位已叁分六厘二釐ル	44.93 m	154.8'
	49	四拾九番杭		四拾九番杭ヨリ五拾番杭江直續拾八間八寸	但方位底貳分二釐ル	35.69 m	126.0'
	50	五拾番杭		五拾番杭ヨリ五拾壹番杭江直續拾五間六尺	但方位底貳分二釐ル	31.36 m	155.7'
	51	五拾壹番杭		五拾壹番杭ヨリ五拾貳番杭江直續八間貳尺四寸	但方位已貳分二釐ル	16.48 m	156.0'
	52	五拾貳番杭	但元禄年二建ル拾五番境石	五拾貳番杭ヨリ五拾三番杭江直續貳拾壹間壹尺六寸	但方位午四分二釐ル	41.84 m	192.0'
	53	五拾三番杭		五拾三番杭ヨリ五拾四番杭江直續六間五寸	但方位午叁分六厘二釐ル	11.97 m	184.8'
	54	五拾四番杭		五拾四番杭ヨリ五拾五番杭江直續拾五間三尺	但方位午七厘二釐ル	30.45 m	182.1'
	55	五拾五番杭	但元禄年二建ル拾六番境石	五拾五番杭ヨリ五拾六番杭江直續拾貳間三寸	但方位已四分四厘二釐ル	24.54 m	163.2'
	56	五拾六番杭		五拾六番杭ヨリ五拾七番杭江直續九間五寸	但方位午貳分貳厘二釐ル	17.88 m	186.6'
雷村 飯原村境川上支書 補乙	57	五拾七番杭		五拾七番杭ヨリ五拾八番杭江直續拾六間貳尺貳寸	但方位未五分九厘二釐ル	32.18 m	227.7'
	58	五拾八番杭		五拾八番杭ヨリ五拾九番杭江直續六間	但方位已四分二釐ル	11.82 m	162.0'
	59	五拾九番杭	但元禄年二建ル拾七番境石	五拾九番杭ヨリ六拾番杭江直續貳拾貳間六尺〇〇	但方位底五分貳厘二釐ル	45.15 m	135.6'
	60	六拾番杭	但元禄年二建ル拾八番境石	六拾番杭ヨリ六拾壹番杭江直續拾三間五尺五寸	但方位底七分〇〇二釐ル	27.27 m	141.0'
	61	六拾壹番杭		六拾壹番杭ヨリ六拾貳番杭江直續拾四間六尺三寸	但方位午九分貳厘二釐ル	21.60 m	207.6'
	62	六拾貳番杭		六拾貳番杭ヨリ六拾三番杭江直續拾四間五尺〇〇	但方位底叁分1厘二釐ル	40.91 m	129.3'
	63	六拾三番杭	但元禄年二建ル拾九番境石	六拾三番杭ヨリ六拾四番杭江直續拾八間四尺三寸	但方位已七分四厘二釐ル	56.45 m	172.2'
	64	六拾四番杭		六拾四番杭ヨリ六拾五番杭江直續拾四間貳尺三寸	但方位已六分四厘二釐ル	40.09 m	169.2'
	65	六拾五番杭		六拾五番杭ヨリ六拾六番杭江直續拾七間三尺貳寸	但方位未貳分八厘二釐ル	34.45 m	218.4'
	66	六拾六番杭	但元禄年二建ル貳拾番境石	六拾六番杭ヨリ六拾七番杭江直續拾四間四尺壹寸	但方位底九分八厘二釐ル	80.02 m	149.4'
	67	六拾七番杭		六拾七番杭ヨリ六拾八番杭江直續拾六間貳尺壹寸	但方位午七分三厘二釐ル	24.27 m	201.9'
	68	六拾八番杭	但元禄年二建ル貳拾壹番境石	六拾八番杭ヨリ六拾九番杭江直續拾三間九間壹尺	但方位午九分四厘二釐ル	77.11 m	208.2'
	69	六拾九番杭		六拾九番杭ヨリ七拾番杭江直續拾八間	但方位未四分二釐ル	55.15 m	222.0'
	70	七拾番杭		七拾番杭ヨリ七拾壹番杭江直續拾七間六尺	但方位已八分三厘二釐ル	35.30 m	174.9'
	71	七拾壹番杭	但元禄年二建ル貳拾貳番境石	七拾壹番杭ヨリ七拾貳番杭江直續拾三間四間壹尺七寸	但方位已八分八厘二釐ル	67.48 m	178.4'
雷村 飯原村境川上支書 補乙	72	七拾貳番杭		七拾貳番杭ヨリ七拾三番杭江直續九間三尺三寸	但方位已七分八厘二釐ル	18.73 m	173.4'
	73	七拾三番杭	但元禄年二建ル貳拾三番境石	七拾三番杭ヨリ七拾四番杭江直續拾五間六尺四寸	但方位已貳分四厘二釐ル	31.48 m	157.2'
	74	七拾四番杭		七拾四番杭ヨリ七拾五番杭江直續拾五間三尺〇〇	但方位已卯六分九厘二釐ル	30.45 m	110.7'
	75	七拾五番杭		七拾五番杭ヨリ七拾六番杭江直續拾八間	但方位底七分四厘二釐ル	35.45 m	142.2'
	76	七拾六番杭	但元禄年二建ル貳拾四番境石	七拾六番杭ヨリ七拾七番杭江直續拾四間三尺九寸	但方位卯五分六厘二釐ル	9.06 m	106.8'
	77	七拾七番杭		七拾七番杭ヨリ七拾八番杭江直續拾七間三尺九寸	但方位卯五分六厘二釐ル	34.66 m	106.8'
	78	七拾八番杭	但元禄年二建ル貳拾五番境石	七拾八番杭ヨリ七拾九番杭江直續拾六間五寸	但方位午叁分壹厘二釐ル	31.66 m	183.3'
	79	七拾九番杭		七拾九番杭ヨリ八拾番杭江直續拾壹間九尺九寸	但方位午貳厘二釐ル	22.54 m	180.6'
	80	八拾番杭	但元禄年二建ル貳拾六番境石	八拾番杭ヨリ八拾壹番杭江直續八間壹尺貳寸	但方位卯八分貳厘二釐ル	16.12 m	114.6'
	81	八拾壹番杭		八拾壹番杭ヨリ八拾貳番杭江直續八間六寸	但方位卯七分九厘二釐ル	15.94 m	113.7'
	82	八拾貳番杭	但寛文年二建ル壹番境石	八拾貳番杭ヨリ八拾三番杭江直續七間四尺六寸	但方位五分八厘二釐ル	15.18 m	77.4'
	83	八拾三番杭		八拾三番杭ヨリ八拾四番杭江直續拾四間六尺壹寸	但方位已八分八厘二釐ル	29.42 m	176.4'
	84	八拾四番杭		八拾四番杭ヨリ八拾五番杭江直續拾三間六寸	但方位底五分六厘二釐ル	70.90 m	136.8'
	85	八拾五番杭		八拾五番杭ヨリ八拾六番杭江直續貳拾壹間六尺壹寸	但方位已叁分六厘二釐ル	43.21 m	154.8'
	86	八拾六番杭		八拾六番杭ヨリ八拾七番杭江直續拾六間壹尺六寸	但方位已六厘二釐ル	32.00 m	151.8'
雷村 長野村境庄内支書(2)	87	八拾七番杭		八拾七番杭ヨリ八拾八番杭江直續拾三間八間貳尺	但方位〇三分二厘二釐ル	75.45 m	189.6'
	88	八拾八番杭		八拾八番杭ヨリ八拾九番杭江直續拾三間壹間壹尺	但方位酉九分四厘二釐ル	63.33 m	298.2'
	89	八拾九番杭		八拾九番杭ヨリ九拾番杭江直續拾四間六尺壹寸	但方位酉五厘二釐ル	49.12 m	271.5'
	90	九拾番杭		九拾番杭ヨリ九拾壹番自然石江直續五拾四間壹尺七寸	但方位午六分七厘二釐ル	106.87 m	200.1'
	91	九拾壹番杭	自然石	九拾壹番自然石ヨリ九拾貳番自然石江直續拾三間九間貳尺〇〇	但方位已八分五厘二釐ル	77.42 m	175.5'
	92	九拾貳番杭	自然石	九拾貳番自然石ヨリ九拾三番自然石江直續拾五間三尺三寸	但方位未六分七厘二釐ル	30.54 m	230.1'
	93	九拾三番杭	自然石	九拾三番自然石ヨリ九拾四番江直續拾七間六尺貳寸	但方位申七分三厘二釐ル	55.06 m	261.9'
	94	九拾四番杭		九拾四番杭ヨリ九拾五番杭江直續拾四間三寸	但方位子八分三厘二釐ル	27.66 m	24.9'
	95	九拾五番杭		九拾五番杭ヨリ九拾六番杭江直續八間三寸	但方位丑八厘二釐ル	15.85 m	32.4'
	96	九拾六番杭		九拾六番杭ヨリ九拾七番杭江直續六間壹尺七寸	但方位酉四分五厘二釐ル	12.33 m	283.5'
	97	九拾七番杭	但寛文年二建ル貳番境石	九拾七番杭ヨリ九拾八番杭江直續六拾壹間	但方位申九分八厘二釐ル	120.14 m	269.4'
	98	九拾八番杭		九拾八番杭ヨリ九拾九番杭江直續拾六間六尺	但方位申四分二釐ル	86.51 m	252.0'
	99	九拾九番杭		九拾九番杭ヨリ百番杭江直續拾四間壹尺壹寸	但方位未貳分五厘二釐ル	27.91 m	21.7'
	100	百番杭		百番杭ヨリ百壹番杭江直續拾三間壹尺七寸	但方位酉三分五厘二釐ル	59.60 m	280.5'
	101	百壹番杭		百壹番杭ヨリ百貳番杭江直續七間壹尺	但方位三分三厘二釐ル	14.09 m	219.9'
雷村 長野村境庄内支書(2)	102	百貳番杭		百貳番杭ヨリ百三番杭江直續拾九間五尺四寸	但方位戌六分二厘二釐ル	39.06 m	218.1'
	103	百三番杭		百三番杭ヨリ百四番自然石江直續拾貳間三尺九寸	但方位未四分二釐ル	44.51 m	222.0'
	104	百四番杭	自然石	百四番自然石ヨリ百五番江直續拾八間四尺七寸	但方位午六分八厘二釐ル	36.88 m	200.4'
	105	百五番杭		百五番杭ヨリ百六番杭江直續三間六尺三寸	但方位午六分八厘二釐ル	7.82 m	200.4'
	106	百六番杭		百六番杭ヨリ百七番杭江直續拾四間五尺貳寸	但方位午五分六厘二釐ル	80.36 m	196.8'
	107	百七番杭	但寛文年二建ル三番境石	未 記 載			
	108	百八番杭		百八番杭ヨリ百九番江直續拾三間五間貳尺三寸	但方位午五分六厘二釐ル	69.63 m	196.8'
	109	百九番杭		百九番杭ヨリ百拾番杭江直續貳拾壹間六尺五寸	但方位午九分三厘二釐ル	43.33 m	207.9'
	110	百拾番杭		百拾番杭ヨリ百拾壹番杭江直續五拾五間四尺九寸	但方位午二分二釐ル	109.81 m	186.0'
	111	百拾壹番杭		百拾壹番杭ヨリ百拾貳番杭江直續五拾五間三尺壹寸	但方位午五分三厘二釐ル	109.26 m	195.9'
	112	百拾貳番杭		百拾貳番杭ヨリ百拾三番杭江直續貳拾五間五寸	但方位未七分貳厘二釐ル	49.39 m	231.6'
	113	百拾三番杭		百拾三番杭ヨリ百拾四番杭江直續五拾壹間貳尺九寸	但方位午貳分六厘二釐ル	101.32 m	187.8'
	114	百拾四番杭		百拾四番杭ヨリ百拾五番杭江直續貳拾三間五尺三寸	但方位午四分七厘二釐ル	46.90 m	194.1'
	115	百拾五番杭		百拾五番杭ヨリ百拾六番杭江直續拾八間三尺五寸	但方位午貳分四厘二釐ル	36.51 m	187.2'
	116	百拾六番杭		百拾六番杭ヨリ百拾七番杭江直續拾四間三尺	但方位午六厘二釐ル	28.48 m	181.8'
	117	百拾七番杭		百拾七番杭ヨリ百拾八番自然石江直續拾四間八寸	但方位未三分二厘二釐ル	27.82 m	219.6'
雷村 長野村境庄内支書(2)	118	百拾八番杭	自然石	百拾八自然石ヨリ百拾九番杭江直續拾六尺四寸	但方位午三分五厘二釐ル	21.63 m	190.5'
	119	百拾九番杭		百拾九番杭ヨリ百貳拾番杭江直續拾七間三尺八寸	但方位午九分八厘二釐ル	34.63 m	209.4'
	120	百貳拾番杭		百貳拾番杭ヨリ百貳拾壹番自然石江直續拾四間壹尺八寸	但方位午六分二釐ル	28.12 m	198.0'
	121	百貳拾壹番杭	自然石	百貳拾壹番自然石ヨリ百貳拾貳番杭江直續拾九間六尺貳寸	但方位申壹分三厘二釐ル	39.30 m	243.9'
	122	百貳拾貳番杭		百貳拾貳番杭ヨリ百貳拾三番杭江直續五拾壹間六尺	但方位未二釐ル	102.26 m	210.6'
	123	百貳拾三番杭		百貳拾三番杭ヨリ百貳拾四番自然石江直續拾六間六尺貳寸	但方位未八分五厘二釐ル	39.30 m	235.5'
	124	百貳拾四番杭	自然石	百貳拾四番自然石ヨリ百貳拾五番杭江直續拾四拾貳間五尺九寸	但方位未七分八厘二釐ル	84.51 m	233.4'
	125	百貳拾五番杭		百貳拾五番杭ヨリ百貳拾六番杭江直續六間六尺三寸	但方位五分四厘二釐ル	13.73 m	196.2'
	126	百貳拾六番杭		百貳拾六番杭ヨリ百貳拾七番杭江直續拾四間貳尺五寸	但方位午六分四厘二釐ル	97.26 m	199.2'
	127	百貳拾七番杭	但寛文年二建ル四番境石	百貳拾七番杭ヨリ百貳拾八番杭江直續拾四間四尺九寸	但方位已九厘二釐ル	5.42 m	152.7'
	128	百貳拾八番杭	飯原・長野 村境	百貳拾八番杭ヨリ百貳拾九番自然石江直續六拾貳間	但方位已叁分貳厘二釐ル	122.11 m	153.6'
	129	百貳拾九番杭	自然石	百貳拾九番自然石ヨリ百三拾番自然石江直續拾六間三尺九寸	但方位未四厘二釐ル	32.69 m	211.2'
	130	百三拾番杭	自然石	百三拾番自然石ヨリ百三拾壹番自然石江直續拾三間三尺三寸	但方位未九分六厘二釐ル	26.60 m	238.8'
	131	百三拾壹番杭	自然石	百三拾壹番自然石ヨリ百三拾貳番自然石江直續拾七間三尺九寸	但方位申六分九厘二釐ル	111.47 m	258.6'
	132	百三拾貳番杭	自然石	百三拾貳番自然石ヨリ百三拾三番自然石江直續拾七間壹尺三寸	但方位午七分三厘二釐ル	33.88 m	201.9'
	133	百三拾三番杭	自然石	百三拾三番自然石ヨリ百三拾四番自然石江直續拾貳間三尺二寸	但方位午六分五厘二釐ル	24.60 m	199.5'
雷村 長野村境庄内支書(2)	134	百三拾四番杭	自然石	百三拾四番自然石ヨリ百三拾五番杭江直續拾三拾七間五尺五寸	但方位午壹分二釐ル	74.54 m	183.0'
	135	百三拾五番杭		百三拾五番杭ヨリ百三拾六番杭江直續七間三尺七寸	但方位未八分七厘二釐ル	14.91 m	236.1'
	136	百三拾六番杭		百三拾六番杭ヨリ百三拾七番自然石江直續拾三間五尺貳寸	但方位未八分八厘二釐ル	27.18 m	236.4'
	137	百三拾七番杭	自然石	百三拾七番自然石ヨリ百三拾八番杭江直續拾四間壹尺壹寸	但方位申初二釐ル	23.97 m	240.0'
	138	百三拾八番杭	但寛文年二建ル五番境石	百三拾八番杭ヨリ百三拾九番自然石江直續拾三拾壹間四尺三寸	但方位申貳分八厘二釐ル	62.36 m	248.4'
	139	百三拾九番杭	自然石	百三拾九番自然石ヨリ百四拾番自然石江直續拾四間四寸	但方位已九分九厘二釐ル	27.69 m	179.7'
	140	百四拾番杭	自然石	百四拾番自然石ヨリ百四拾壹番自然石江直續拾三拾壹間三尺五寸	但方位已六分八厘二釐ル	62.12 m	170.4'
	141	百四拾壹番杭	自然石	百四拾壹番自然石ヨリ百四拾貳番杭江直續拾八間壹尺四寸	但方位酉五分貳厘二釐ル	35.88 m	285.6'
	142	百四拾貳番杭		百四拾貳番杭ヨリ百四拾三番自然石江直續拾貳間三尺	但方位戌壹分七厘二釐ル	24.54 m	305.1'
	143	百四拾三番杭	自然石	百四拾三番自然石ヨリ百四拾四番杭江直續拾三間壹尺	但方位未六分二釐ル	65.30 m	229.8'
	144	百四拾四番杭		百四拾四番杭ヨリ百四拾五番自然石江直續拾七間壹尺六寸	但方位未六分六厘二釐ル	33.97 m	228.0'
	145	百四拾五番杭	自然石	百四拾五番自然石ヨリ百四拾六番自然石江直續八間壹尺貳寸	但方位戌壹分四厘二釐ル	35.81 m	304.2'
	146	百四拾六番杭	自然石	百四拾六番自然石ヨリ百四拾七番杭江直續七間	但方位申八分八厘二釐ル	13.79 m	266.4'
	147	百四拾七番杭	但寛文年二建ル六番境石	百四拾七番杭ヨリ百四拾八番自然石江直續拾九間三寸	但方位申壹分四厘二釐ル	57.21 m	244.2'
	148	百四拾八番杭	自然石	百四拾八番自然石ヨリ百四拾九番自然石江直續拾六間	但方位未貳厘二釐ル	51.21 m	210.6'
雷村 長野村境庄内支書(2)	149	百四拾九番杭	自然石	百四拾九番自然石ヨリ百五拾番自然石江直續六拾八間六尺	但方位未貳分八厘二釐ル	135.74 m	218.4'
	150	百五拾番杭	自然石	百五拾番自然石ヨリ百五拾壹番自然石江直續五拾九間貳尺五寸	但方位未三分九厘二釐ル	116.96 m	221.7'
	151	百五拾壹番杭	自然石	百五拾壹番自然石ヨリ百五拾貳番杭江直續拾四間壹間壹尺六寸	但方位午五分六厘二釐ル	81.23 m	196.8'
	152	百五拾貳番杭	但寛文年二建ル七番境石	百五拾貳番杭ヨリ百五拾三番自然石江直續拾八間六尺壹寸	但方位未六分五厘二釐ル	37.30 m	229.5'
	153	百五拾三番杭	自然石	百五拾三番自然石ヨリ百五拾四番杭江直續拾貳間六尺貳寸	但方位午壹分八厘二釐ル	104.29 m	185.4'
	154	百五拾四番杭	福岡・中津・肥前國小城 三續境				